

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（案）等の概要

1. 改正理由

住民票、個人番号カード及び署名用電子証明書等への旧氏の記載等に関する事項を定めるため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）等の関係政省令について所要の改正を行うもの

2. 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（案）の概要

（1）住民基本台帳法施行令関係

① 住民票の記載事項の追加

住民票の記載事項として旧氏を定める。

② 旧氏の住民票への記載等

住民票に旧氏の記載を求める者から請求書の提出があったときの住民票への旧氏の記載や、住民票に記載された旧氏の消除等について定める。

（2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）関係

個人番号カードに旧氏を併記するため、個人番号カードの記載事項として旧氏を定める。

（3）電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成 15 年政令第 408 号）関係

署名用電子証明書に旧氏を併記するため、署名用電子証明書の記録事項として旧氏を定める。

3. 住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令（案）の概要

（1）住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）関係

住民票に旧氏の記載を求める請求書の記載事項を定める。

（2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）関係

通知カードの記載事項として旧氏を定める。

（3）電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）関係

住民票に旧氏を記載した者に係る必要な読替規定を定める。

※ 上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

4. 施行期日

平成 31 年 11 月 5 日を予定